国民年金だより

問 役場町民課 町民窓口係 ☎42-2633

国民年金保険料の免除・猶予制度について

国民年金の保険料は、毎年７月に納付書（国民年金保険料納付案内書）が送付され、納付することになりますが、一定の条件に該当する下表の対象者の場合、保険料の免除や猶予を受けることができます。保険料を納付できない場合は、お問い合わせください。

手続きに必要なもの（共通）

- 本人確認できるもの
  運転免許証やマイナンバーカードなど
- 基礎年金番号が確認できるもの
  年金手帳など
- マイナンバーが確認できるもの
  マイナンバーカードや通知カードなど

制度名	対象者	必要なもの
免除制度 （過去２年さかのぼって申請可能）	所得が少なく、本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下や失業した方	雇用保険受給資格者証の写しまたは離職票などの写し
納付猶予制度 （過去２年さかのぼって申請可能）	20歳～50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の方	雇用保険受給資格者証の写しまたは離職票などの写し
学生納付特例制度 （在学中の保険料の納付猶予）	大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校※に在籍する20歳以上の学生などで、ご本人の前年所得が基準以下の方 ※学校教育法で規定されている修業年限が１年以上の課程がある学校	在学証明書または学生証の写し
産前産後期間免除制度 （出産予定日または出産日が属する月の前月から４カ月間の保険料免除）	出産日が平成31年２月１日以降の方（任意加入をされている方は、対象外です）	母子健康手帳または出生証明書
新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする保険料免除制度 （令和２年２月分以降の保険料免除）	次の①②をいずれも満たした方 ①令和２年２月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われたなど、収入が減少したこと ②令和２年２月以降の所得などの状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれること	所得の申立書 （簡易な所得見込額を記入するものです。様式は役場または各支所で交付します）

《広告》

「ゆったり穏やかに、のんびり楽しく、共に笑顔で」をモットーに生活を支え命と尊厳を守ります。

認知症対応型共同生活介護事業所

グループホームゆずりは

グループホームゆずりは
グループホームゆずりはの里

『老後は松前へ』(株)Milieuのグループ会社

有限会社 五十嵐水産 代表取締役 池田 哲幸 〒049-1644 松前郡松前町字静浦409番地４ TEL.0139-44-2065 FAX.0139-44-3033